

守谷市 いじめ防止対策組織



- ・いじめ防止対策推進法(平25.6月)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針(平25.10月, 平29.3月改定)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平29.3月)
- ・不登校重大事態に係る調査の指針(平28.3月)
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告(平30.3月 総務省)

「いじめとは…」
 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**
 (いじめ防止対策推進法第二条「定義」)

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例(平27.4.1)

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会

- ・弁護士
- ・精神医学専門の医師
- ・心理学又は福祉学の専門家等

守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会
 (市長の諮問)

市総合教育支援センター

- いじめを始めとする学校教育・家庭教育全般に関する相談・支援
- 児童生徒の適応指導
- 家庭訪問, 学校訪問による児童生徒・保護者・教職員への支援
- 発達障がい等に関する個別検査・相談
- 関係機関との連絡調整



守谷市いじめ防止基本方針(平27.12月)

守谷市いじめ対策本部
 本部長: 教育長
 ・教育委員会部課長・指導室
 ・市内小中学校長

定例校長会・臨時校長会

- いじめに係る情報共有
- いじめ対策の方針の協議

学校いじめ防止基本方針

学校いじめ対策本部

学校本部長: 校長
 ・副校長・教頭
 ・生徒指導主事・学年主任
 ・学級担任・養護教諭・部活指導担当

スクールカウンセラー
 スクールソーシャルワーカー

- いじめ発見アンケートの実施**
 ・月1回定期+チャンスアンケート(随時)
- いじめ対策会議の開催(月1回)**
 ・いじめ発見アンケートの分析
 ・対策や方針の決定
 ・協議内容の議事録の作成

いじめ問題対策連絡協議会
 (6月開催)

- ・小中学校代表校長
- ・生徒指導主事(各小中学校)
- ・豊かな心育成コーディネーター
- ・取手警察署 (各小中学校)
- ・県少年指導委員
- ・守谷地区保護司会
- ・市子ども会育成連合会
- ・市民生委員児童委員協議会
- ・市PTA連絡協議会
- ・守谷市私立幼稚園連合会長
- ・守谷高等学校 (校長, 生徒指導主事)
- ・私立学校代表

保護者・地域